

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-5
処分の種類	要措置区域に係る汚染除去等計画の提出命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第7条第2項			
処分の概要	要措置区域に係る汚染除去等計画を提出しないときは、提出すべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・土壌汚染対策法 第7条第2項 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			